
始良市新学校給食センター整備・運営事業
入札説明書

令和6年7月

始良市

目 次

第 1	入札説明書等の位置づけ	1
第 2	事業内容	2
第 3	入札参加者の備えるべき入札参加資格要件	6
第 4	募集及び選定スケジュール	9
第 5	入札参加手続き等	10
第 6	落札者の決定方法等	13
第 7	提案に関する条件	14
第 8	契約に関する事項	17
第 9	提出書類	18
第 10	その他	20

第1 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、始良市（以下「本市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した始良市新学校給食センター整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するために、公表するものである。

また、この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、始良市契約規則（平成22年3月23日規則第45号）のほか、本市が発注する調達契約に関し、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に併せて公表する次の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

1 事業契約書（案）

本事業の実施に係わる契約（以下「事業契約」という。）の内容を示すもの（始良市新学校給食センター整備・運営事業契約書（案）及び始良市新学校給食センター整備・運営事業契約約款（案）により構成され、事業契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

2 基本協定書（案）

事業契約の締結に向けて、本市と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの。

3 要求水準書（添付資料を含む。）

本市が本事業のみを実施するために設立された特別目的会社（以下「SPC」という。）に要求する具体的な設計、建設、維持管理及び運営のサービス水準を示すもの。

4 落札者決定基準

入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの。

5 様式集

資格審査及び提案審査に関する書類の様式並びに作成要領を示すもの。

なお、入札説明書等と公表済みの実施方針及び要求水準書（案）、公表済みの実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答及び個別対話の回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答及び個別対話の回答によるものとする。

第2 事業内容

1 事業名称

始良市新学校給食センター整備・運営事業

2 施設の管理者の名称

始良市長 湯元 敏浩

3 本事業の目的

本市では、7か所の自校方式給食室と3か所のセンター方式調理場から市立幼稚園、小学校及び中学校へ、1日あたり、およそ8,000食の学校給食を提供している。これらの施設のうち、7か所すべての自校方式給食室と加治木学校給食センターは、開設後30年以上がすでに経過しており、施設・設備の老朽化が著しく、また「学校給食衛生管理基準」において示された、調理作業ごとに部屋を区分することなどの要件を満たしていない状況にある。

そこで、本市はこれら多くの課題を解決するために、それらの施設を統合した始良市新学校給食センター（以下「本施設」という。）を整備することとした。整備にあたっては民間の資金や経営能力、技術力などを活用するPFI手法を採用し、PFI法に基づき、施設の設計、建設、維持管理及び運営業務を長期的、かつ一体的に民間事業者に委ねることで、安心・安全でおいしい学校給食を提供するとともに、施設の良好な維持管理等により、運営に係るコストの縮減も目指すものとする。

4 本事業の基本理念

本事業では、一日あたり6,500食（食物アレルギー対応食60食／日を含む。）の調理能力を有する学校給食センターを新たに整備する。併せて、所定の事業期間内において施設の維持管理及び運営を行うもので、始良市新学校給食センター整備基本計画において示された「基本理念」、「基本方針」、「施設整備方針」からなる施設整備の基本的な考え方を十分に踏まえ、本事業を実施するものとする。

5 本事業の対象施設

(1) 始良市新学校給食センター（本施設）

始良市新学校給食センターの建物、建築設備、厨房設備、調理器具、什器備品、付帯施設、植栽、駐車場、外構等が含まれる。

(2) 配膳室整備対象校における学校給食室

帖佐小学校、重富小学校、山田小学校、始良小学校、西始良小学校、帖佐中学校、重富中学校（以下、7つの小中学校を個別に又は総称して「配膳室整備対象校」という。）の学校給食室が含まれる。なお、本施設と配膳室整備対象校を総称して、「本施設等」という。

6 本事業の内容

(1) 本施設を建設する用地（以下「事業用地」という。）

ア 事業用地①

所在地：始良市増田468番地1ほか（始良市立小学校給食室別棟の隣接地）
敷地面積：約4,268㎡

イ 事業用地②

所在地：始良市増田464番地1（取得予定）
敷地面積：780㎡

(2) 事業概要

6,500食／日（アレルギー対応食60食／日を含む）の調理能力を有する本施設の設計・建設及び維持管理・運営を行う。

(3) 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき本市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）と締結する事業契約に従い、事業者が、本施設等の設計・建設等の業務を行い、本市に所有権を移転した後、事業期間中における維持管理及び運營業務を行う方式（BT0: Build Transfer Operate）により実施する。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 24 年 7 月 31 日までとする。

7 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の内容及びその他の詳細については、要求水準書において示す。

(1) 設計業務

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務（基本設計・実施設計）
- ウ 本事業に伴う各種申請等の業務
- エ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 建設・工事監理業務

- ア 本施設の建設業務
- イ 厨房機器等の調達及び設置業務
- ウ 什器・備品等の設置業務
- エ 食器・食缶等の調達業務
- オ 配膳室整備対象校における学校給食室の改修業務
- カ 工事監理業務
- キ 近隣対応・対策業務
- ク 本事業に伴う各種申請等業務
- ケ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(3) 開業準備業務

(4) 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- ウ 什器・備品等保守管理業務
- エ 食器・食缶等の更新業務
- オ 外構等維持管理業務
- カ 環境衛生・清掃業務
- キ 警備保安業務
- ク 修繕業務（大規模修繕を除く。）

※建築物、建築設備に係る大規模修繕は、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備及び厨房機器に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（（旧）建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成 5 年版）の記述に準ずる。）。

- ケ 本事業に伴う各種申請等業務
- コ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(5) 運營業務

- ア 事業者が実施する主な業務
 - (ア) 食材検収・保管業務
 - (イ) 給食調理業務（食物アレルギー対応食を含む。）
 - (ウ) 衛生管理業務
 - (エ) 給食配送・回収業務
 - (オ) 洗浄・残渣処理等業務
 - (カ) 運営備品調達業務

- (キ) 献立作成支援業務
 - (ク) 食育支援業務
 - (ケ) 広報支援業務
 - (コ) 本事業に伴う各種申請等業務
 - (カ) その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務
- イ 運営に関して本市が実施する主な業務は、以下のとおりとする。
- (ア) 調理食数の決定
 - (イ) 献立の作成・栄養管理
 - (ウ) 食材調達・食材検収指示
 - (エ) 検食
 - (オ) 給食費の徴収管理
 - (カ) 配送校の変更等による調理食数の調整
 - (キ) 配送校での配膳
 - (ク) 食育に関する指導
 - (ケ) 広報
 - (コ) 衛生管理業務確認・指導

8 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約に定めるサービスの対価を、本施設等の引渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設工事等業務のサービスの対価、開業準備、維持管理及び運営業務のサービスの対価からなる。

(1) 設計及び建設工事等業務のサービスの対価

本市は、設計及び建設工事等業務のサービスの対価のうち、交付金対象経費及び地方債が適用可能な範囲については、事業者に対して、本施設及び配膳室整備対象校における学校給食室の改修工事の引渡しを受けた後に一時支払い金として支払う。また、運営期間中に、設計及び建設工事等業務の対価のうち、一時支払い金を控除した額を、設計及び建設工事等業務のサービスの対価として割賦払いにて支払う。

(2) 開業準備、維持管理及び運営業務のサービスの対価

本市は、開業準備業務の完了後に、開業準備業務のサービスの対価を事業者を支払う。維持管理及び運営業務のサービスの対価は、運営期間にわたって年4回、事業者を支払うこととし、物価変動等を勘案して改定する。また、維持管理及び運営業務のサービスの対価のうち、運営業務の対価（光熱水費は本市が負担する。）は固定費と変動費で構成されるものとする。なお、固定費及び変動費の考え方については事業者からの提案によるものとする。

9 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは以下のとおりであるが、設計・建設期間及び引渡日の各日程は、事業者の提案により前倒しして設定することができる。

事業契約締結	令和7年3月
事業期間	事業契約締結日から令和24年7月31日まで
設計・建設期間	事業契約締結日から令和9年8月31日まで
本施設の引渡し日	令和9年5月31日
配膳室整備対象校における 学校給食室の改修工事の引渡し日	令和9年8月31日まで（※）
開業準備期間	本施設の引渡し日から令和9年8月31日まで
運用開始日	令和9年9月1日
維持管理期間	本施設の引渡し日から令和24年7月31日まで
運営期間	運用開始日から令和24年7月31日まで

※配膳室の害虫等の駆除及び消毒作業の期間を含む

10 本市による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(2) モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理時及び運営時の各段階において実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を下回る場合には、改善勧告のほか、サービスの対価の支払の延期や減額、契約解除等の措置の対象となる。

第3 入札参加者の備えるべき入札参加資格要件

1 入札参加者の構成等

- (1) 入札参加者は、設計業務を行う者、建設業務を行う者、工事監理業務を行う者、維持管理業務を行う者、開業準備業務及び運営業務を行う者を含む複数の企業のグループ（以下「入札参加グループ」という。）により構成されるものとし、入札参加グループの代表企業を定め、それ以外は構成企業とする。
- (2) 上記(1)の業務以外に、厨房機器等の調達及び設置業務、資金調達・事業マネジメント業務等を行う者を必要に応じて入札参加グループに含めることができる。
- (3) 入札参加グループの構成員は、以下の定義により分類するものとし、総合評価一般競争入札参加表明書において明記すること。また、総合評価一般競争入札参加表明書に代表企業名を明記し、必ず代表企業が入札参加手続きを行うこと。

企業区分	定義
代表企業	入札参加グループを構成する企業で、SPC から直接、業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、入札参加グループを代表し入札参加手続きを行う企業
構成企業	入札参加グループを構成する企業で、SPC から直接、業務の受託・請負をし、かつ SPC に出資する企業
協力企業	入札参加グループを構成する企業で、SPC から直接、業務の受託・請負をし、SPC には出資しない企業

- (4) 代表企業は、入札参加グループのうち、SPC への最も高い出資割合を負担するものとする。また、代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とすること。
- (5) 建設業務を行う者及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、一方の企業の役員（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 329 条第 1 項の規定による役員をいう。）が他方の企業の役員を兼ねている者をいう

2 業務実施企業の入札参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、工事監理、維持管理、開業準備及び運営の各業務を行う者（SPC からこれらの業務を受託する者を含む。）は、それぞれ(1)から(6)までの要件を全て満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、一方の企業の役員（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 329 条第 1 項の規定による役員をいう。）が他方の企業の役員を兼ねている者をいう。

(1) 共通事項

代表企業、構成企業及び協力企業は、次のア～エまでの要件を全て満たしていること。

- ア 本市の令和 6・7 年度入札参加資格者名簿に登録されていること。
- イ 始良市建設工事等有資格者の指名停止に関する要領（平成 22 年訓令第 56 号）による指名停止の措置を受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）こと。
- エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立

- てがなされていない（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）こと。
- オ 法人税、市県民税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- カ 始良市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 33 号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。
- キ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
- (7) 株式会社 建設技術研究所
- (4) シリウス総合法律事務所
- (9) 竹澤建築設計工房
- ク 入札参加グループの構成員は、他の入札参加者として参加していないこと。
- ケ 代表企業、構成企業又は協力企業の各代表者（契約の締結権限を有する受任者を含む。）が他の入札参加者の各企業の代表者として参加していないこと。
- コ PFI 法第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 設計業務を行う者
- 設計業務を行う者は、以下に示すアからエまでの要件を全て満たしていること。なお、設計業務を複数の企業で実施する場合は、ア及びイの要件については、全ての企業が満たし、ウ及びエの要件は、少なくとも 1 者が要件を全て満たしていること。
- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 本市の令和 6・7 年度入札参加資格者名簿の「測量・建設コンサルタント等」に登録されていること。
- ウ HACCP に対する相当の実績等を有していること。
- なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、「HACCP 認証取得施設」、「ISO22000 認証取得施設」、「地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っている」と認められた施設」又は「ドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）」の実施設設計の実績を有していることをいう。
- エ 平成 26 年 4 月以降に完了した延べ面積 3,000 ㎡以上の公共施設（国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体が発注して整備された施設をいう。以下同じ。）の基本設計又は実施設計を元請として実施した実績を有していること。
- (3) 建設業務を行う者
- 建設業務を行う者は、以下に示すアからウまでの要件を全て満たしていること。なお、建設業務を複数の企業で実施する場合は、建設業務の代表者（以下「建設代表者」という。）を定めること。建設代表者は、アからウまでの要件をすべて満たしていること。また、建設代表者以外の企業にあっては、ア及びイの要件を満たしていること。
- ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。
- イ 本市の令和 6・7 年度入札参加資格者名簿の「建設工事等」に登録されていること。
- ウ 平成 26 年 4 月以降に完了した延べ面積 3,000 ㎡以上の公共施設の施工を元請として実施した実績を有していること。
- (4) 工事監理業務を行う者
- 工事監理業務を行う者は、以下に示すアからエまでの要件を全て満たしていること。なお、工事監理業務を複数の企業で実施する場合は、ア及びイの要件については、全ての企業が満たし、ウ及びエの要件は、少なくとも 1 者が要件を全て満たしていること。
- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

- イ 本市の令和6・7年度入札参加資格者名簿の「測量・建設コンサルタント等」に登録されていること。
 - ウ 平成26年4月以降に完了した延べ面積3,000㎡以上の公共施設の工事監理を元請として実施した実績を有していること。
 - エ 平成26年4月以降に完了した公共施設の工事監理実績を有する一級建築士を工事監理者として配置し、工事監理を実施できること。
- (5) 維持管理業務を行う者
- 維持管理業務を行う者は、以下に示すア及びイの要件を満たしていること。なお、維持管理業務を複数の企業で実施する場合は、アの要件については、全ての企業が満たし、イの要件は、少なくとも1者が満たしていること。
- ア 本市の令和6・7年度入札参加資格者名簿に登録されていること。
 - イ 平成26年4月以降に完了した学校給食施設の維持管理業務を元請として実施した実績を有していること。ただし、PFI事業における維持管理業務の実績については、当該事業の事業期間が終了していない場合であっても、維持管理業務の期間が平成25年4月1日以降の開始で、かつ、1年以上を経過している場合、それを実績として認めることとする。
- (6) 開業準備業務及び運営業務を行う者
- 開業準備業務及び運営業務を行う者は、以下に示すアからウまでの要件を全て満たしていること。なお、開業準備業務及び運営業務を複数の企業で実施する場合は、給食調理業務を行う企業は、アからウまでの要件を全て満たし、給食調理業務以外を行う企業にあっては、少なくともアの要件を満たしていること。
- ア 本市の令和6・7年度入札参加資格者名簿の「役務の提供等の業務」に登録されていること。
 - イ HACCPに対する相当の実績等を有していること。
 なお、「HACCPに対する相当の実績等を有していること」とは、「HACCP認証取得施設」、「ISO22000認証取得施設」、「地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等によりHACCPと同等の自主衛生管理を行っている」と認められた施設」又は「ドライシステムの学校給食施設」の運営実績を有していることをいう。
 - ウ 給食調理業務を行う者については、平成26年4月以降に完了した、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）が適用される1回300食以上の学校給食施設調理業務を元請として実施した実績を有していること。ただし、PFI事業における学校給食施設調理業務の実績については、当該事業の事業期間が終了していない場合であっても、運営業務の期間が平成25年4月1日以降の開始で、かつ、1年以上を経過している場合、それを実績として認めることとする。

3 入札参加資格要件の確認基準日

入札参加資格要件の確認基準日は、資格審査書類の提出期限日（以下「参加資格審査基準日」という。）とする。

4 入札参加者の失格・変更

- (1) 始良市新学校給食センターPFI事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員との接触
- 落札者決定基準に記載の審査委員会の委員の公表日以降において、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は失格とする。
- (2) 参加資格審査基準日以降、落札者決定までの期間
- ア 代表企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。
 - イ 構成企業又は協力企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、本市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、変更できることとする。
- (3) 落札者決定後、事業契約締結までの期間
- ア 代表企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は失格とする。
 - イ 構成企業又は協力企業が入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、本市が当

該構成員の除外又は変更を認めた場合に限り、変更できることとする。

第4 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	内 容
令和6年 7月11日	入札説明書等の公表
令和6年 7月17日	入札説明書等に関する説明会及び配送校の見学会受付締切
令和6年 7月22日	入札説明書等に関する説明会の開催
令和6年 7月22日 7月24日	配送校の見学会の開催
令和6年 7月30日	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
令和6年 8月上旬	入札説明書等に関する第1回質問・回答の公表
令和6年 8月16日	入札説明書等に関する個別対話受付締切
令和6年 8月29日 8月30日	入札説明書等に関する個別対話の実施
令和6年 9月中旬	入札説明書等に関する個別対話の公表
令和6年 9月17日	資格審査に関する書類の提出期限（資格審査申請書等）
令和6年 9月下旬	資格審査結果の通知
令和6年 9月26日	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
令和6年 10月上旬	入札説明書等に関する第2回質問・回答の公表
令和6年 11月15日	提案審査に関する書類の提出期限
令和6年 12月中旬	提案審査及びヒアリング等
令和6年 12月下旬	落札者の決定及び公表
令和7年 1月下旬	基本協定の締結
令和7年 2月下旬	仮契約の締結
令和7年 3月下旬	始良市議会の議決、事業契約の締結

第5 入札参加手続き等

1 担当窓口

入札参加手続きについての本市の担当窓口を次のとおり定める。また、各手続、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

始良市教育委員会 保健体育課
住 所：〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町 25 番地
電 話：0995-66-3111 (内線 261)
F A X：0995-55-8359
電子メール：kyushoku@city.aira.lg.jp

2 入札参加に関する手続

(1) 入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、令和6年7月11日(木)に、入札説明書等を本市ホームページで公表する。

(2) 事業参加希望者の事前登録

事前登録は、地元事業者を含めた入札参加者の組成を促すために、申請のあった事業参加希望者を本市ホームページに公表するものであり、本事業への参画を希望する事業者すべてが事前登録を行う必要はない。

なお、登録した事業者が本事業に関して有利となる条件とするものではない。

ア 受付期限：実施方針公表の日から入札説明書に示す資格審査に関する書類の提出期限まで。

イ 受付方法：令和6年3月29日に本市ホームページにて公表した「始良市新学校給食センター整備・運営事業 実施方針」の別紙様式3「事前登録申請書」に必要事項を記入の上、第5の1に記載の担当窓口で電子メールにより提出すること。

ウ 通知方法：本市のホームページ上で公表する。また、登録申請状況により、随時更新する。

(3) 入札説明書等に関する説明会及び配送校の見学会の開催

ア 入札説明書等に関する説明会

日 時：令和6年7月22日(月) 午前9時から30分程度

受付は午前8時30分から午前9時まで

会 場：始良市西餅田 589 始良公民館 2階第4、5会議室

申込期限：令和6年7月17日(水) 正午まで

申込方法：令和6年6月24日に本市ホームページにて公表した「入札説明書等に関する説明会及び配送校見学会 参加申込書」に必要事項を記入のうえ、第5の1に記載の担当窓口で電子メールにより提出し、受信確認の連絡を行うこと。

イ 配送校の見学会

日 時：令和6年7月22日(月) 午前10時から

7月24日(水) 午後3時5分まで(移動時間含む)

対 象 校：配膳室がある受配校(幼稚園：4園 小学校11校 中学校3校)

申込期限：令和6年7月17日(水) 正午まで

申込方法：令和6年6月24日に本市ホームページにて公表した「入札説明書等に関する説明会及び配送校見学会 参加申込書」に必要事項を記入のうえ、第5の1に記載の担当窓口で電子メールにより提出し、受信確認の連絡を行うこと。

そ の 他：参加者を数班に分けて3日間の日程で計画しているが、申込者数に応じて変更することもある。詳細は本市ホームページを確認すること。

ウ 事業用地の現地確認

事業用地の日時を設定した現地確認は実施しない。現地を確認したい場合は、第5の1に記載の担当窓口で必ず連絡し、許可を得ること。

(4) 入札説明書等に関する第1回質問及び意見・回答

- 入札説明書等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。
- ア 受付期限：入札説明書等公表の日から令和6年7月30日（火）正午まで
- イ 受付方法：別紙様式1「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、第5の1に記載の担当窓口にて電子メールにより提出し、受信確認の連絡を行うこと。
- ウ 回 答：令和6年8月上旬に本市ホームページで公表する予定である。
- (5) 入札説明書等に関する第2回質問及び意見・回答
 入札説明書等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。
- ア 受付期限：第1回質問への回答の日から令和6年9月26日（木）正午まで
- イ 受付方法：別紙様式1「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、第5の1に記載の担当窓口にて電子メールにより提出し、受信確認の連絡を行うこと。
- ウ 回 答：令和6年10月上旬に本市ホームページで公表する予定である。
- (6) 入札説明書等に関する個別対話の受付
 本市及び入札参加者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨や要求水準書等の意図を理解することを目的として、入札説明書等に関する個別対話を次のとおり実施する。
- ア 日 時：令和6年8月29日（木）から令和6年8月30日（金）のうちで個別に指定
- イ 会 場：始良市宮島町25 始良市役所 会議室
 ※ 日時、場所は別で通知する。
- ウ 参 加 者：入札参加グループの組成を予定している複数者で参加すること。なお、参加は5名以内とする。
- エ 申込期限：令和6年8月16日（金）正午まで
- オ 申込方法：別紙様式2「入札説明書等に関する個別対話申込書」に記入の上、第5の1に記載の担当窓口にて電子メールにより提出し、受信確認の連絡を行うこと。
- カ 回 答：個別対話の内容は、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き、令和6年9月中旬に本市ホームページで公表する予定である。
- (7) 資格審査に関する書類の受付
 入札参加者は、資格審査に関する書類を次の期限に提出すること。なお、受付期限に遅れた場合は、入札に参加できない。
- ア 受付期限：持参の場合は令和6年9月17日（火）正午まで。郵送の場合は必着のこと。
- イ 提出場所：第5の1に記載の担当窓口
- ウ 提出方法：持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。また、封筒の表面に「始良市新学校給食センター整備・運営事業資格審査関係書類在中」と朱書きすること。）の方法により提出すること。
- エ 提出書類：資格審査に関する書類（「第9提出書類」を参照）
- (8) 提案審査に関する書類の受付期間、場所及び方法
 入札参加者は、提案審査に関する書類を下記の期限までに提出しなければならない。なお、受付期限に遅れた場合は、入札に参加できない。
- ア 受付期限：持参の場合は令和6年11月15日（金）正午まで。郵送の場合は必着のこと。
- イ 提出場所：第5の1に記載の担当窓口
- ウ 提出方法：持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。また、封筒の表面に「始良市新学校給食センター整備・運営事業提案審査関係書類在中」と朱書きすること。）の方法により提出すること。
- エ 提出書類：提案審査に関する書類（「第9提出書類」を参照）
- オ 提出部数：提案審査に関する書類は正本1部及び副本11部を提出すること。
- (9) ヒアリングの実施
 本市は、入札参加者に対し、令和6年12月中旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途通知する。
- (10) 審査の手順

- ア 提出された資格審査に関する書類及び提案審査に関する書類が全て揃っていることを確認する。揃っていない場合は失格とする。
- イ 入札参加者の入札参加資格等が本市の要求を満たしていることを確認する。満たしていないと評価された場合は失格とする。
- ウ 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者の提案審査に関する書類について落札者決定基準に従い、審査を行う。
- エ 入札書に記載する入札価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に、取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算した金額が、本市の設定した予算上限額を超えている場合は失格とする。
- オ 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、別に公表する落札者決定基準に基づき、審査委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った者を落札者として決定する。
- カ 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、令和6年12月下旬に決定通知を行う。

3 入札参加に関する留意事項

- (1) 入札説明書等の承諾
 - 入札参加者は、提案審査に関する書類の提出をもって、入札説明書等（入札説明書等の公表日以降に追加で公表した資料を含む。）の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 費用負担
 - 入札参加に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。
- (3) 契約手続において使用する言語、通貨単位及び時刻
 - 入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (4) 著作権
 - 提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を、入札参加者の承諾を得た上で、無償で使用できるものとする。
 - また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が民間事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。
- (5) 特許権等
 - 提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。
- (6) 提出書類の取扱い
 - 提出された入札書類については、変更及び返却はできない。
- (7) 本市からの提示資料の取扱い
 - 本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。
- (8) 入札の無効又は失格に関する事項
 - 入札書類の提出に関し、次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。
 - ア 入札説明書に示した入札参加者の備えるべき入札参加資格のない者が提出したとき。
 - イ 事業名及び入札価格がないとき。
 - ウ 入札参加者の氏名及び押印がないとき。また、それらが判然としないとき。
 - エ 事業名に誤りがあるとき。
 - オ 入札価格の記載が不明確なとき。
 - カ 入札価格が訂正されていたとき。
 - キ 同一の者からの2以上の提出があったとき。
 - ク 入札書類の受付期限までに到達しなかったとき。
 - ケ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者が提出したとき。
 - コ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、

価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者が提出したとき。

サ 予算上限額を上回る価格を提示したとき。

シ その他入札に関する条件に違反したとき。

(9) 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札参加に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

(10) 入札の中止等

入札の妨害又は、談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるときは、入札の執行延期、再入札又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

(11) 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに本市ホームページで公表する。

4 予算上限額

9,807,362,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第6 落札者の決定方法等

詳細は落札者決定基準を参照のこと。

第7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 立地条件等

本施設が立地する事業用地の前提条件は、次のとおりである。

	事業用地①	事業用地②
所在地	始良市増田 468 番地 1 ほか (小学校給食室別棟隣接地)	始良市増田 464 番地 1 (消防分団詰所隣接地)
敷地面積	約 4,268 m ²	780 m ²
地目	宅地	田
用途地域	無指定	無指定
建蔽率/容積率	70% / 400%	70% / 400%
防火・準防火地域の指定	指定なし	指定なし
接続道路	南側道路 4.4m 及び西側道路 5.4m	東側道路 8.4m
給水	南側道路もしくは西側道路 75φより取水(市上水道)	東側道路 75φより取水(市上水道)
污水排水	敷地内処理	敷地内処理
都市ガス	敷設予定なし	敷設予定なし
電力	南側道路もしくは西側道路	東側道路
その他	—	令和6年7月取得

2 施設の設計、建設・工事監理、開業準備、維持管理及び運営の提案に関する条件

施設の設計、建設・工事監理、開業準備、維持管理及び運営の提案に関する条件は、第2の6本事業の対象範囲で示す事業者の業務範囲及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、入札書類を作成するものとする。

3 業務の委託

事業者は、事前に本市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、建設・工事監理、開業準備、維持管理及び運營業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本市の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。本市は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を速やかに与えるものとする。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

4 資金計画・事業収支計画に関する条件

- (1) 食数は6,500食/日(アレルギー対応食60食/日を含む。)とし、事業契約書(案)別紙5第2項に基づいて、固定費及び変動費を算出すること。提供食数が5,500食未満又は7,500食以上となる場合には、サービスの対価の見直し等を行う。
- (2) 割賦金利の算出に当たっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、割賦手数料は基準金利と入札参加者の提案による利鞘(スプレッド)の合計とする。提案提出時に使用する基準金利を1.0%とする。
- (3) 提案提出時の資金調達計画書・資金収支計画書作成に当たり、本施設の設計及び建設工事等業務に係る一時支払金は、国庫補助金(学校施設環境改善交付金)及び地方債等をもって

充てる予定であり、その計算式は次のとおりとする。なお、提案書には、消費税及び地方消費税相当額（消費税率：10%）を除いた金額を記載すること。税抜き金額の端数処理方法については、小数点以下切り捨てとする。

なお、実際に本市が事業者を支払う一時支払金は、交付金算定基準や補助単価の変更、地方債対象経費の算定に伴い、提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に事業者と金融機関等との間で事務手数料等が発生する場合には、事業者の負担とする。

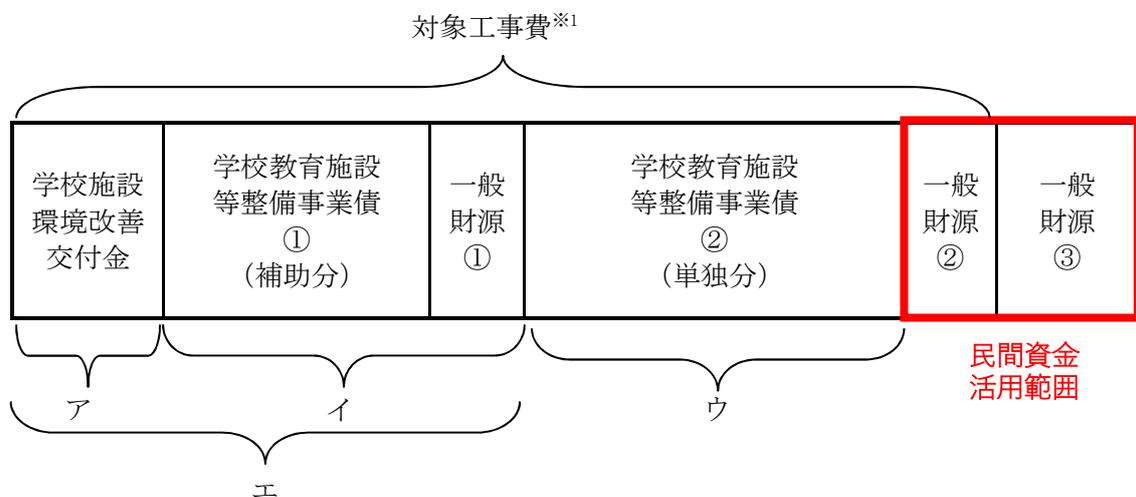
$$\text{一時支払金（消費税及び地方消費税相当額含む）} = \text{ア} + \text{イ} + \text{ウ}$$

ア：学校施設環境改善交付金相当額 448,882,000 円

イ：学校施設環境改善交付金対象経費分地方債対象経費 541,327,000 円

ウ：その他地方債対象経費（対象工事費^{※1}－エ）×75%（10万円未満切り捨て）円

エ：学校施設環境改善交付金対象経費相当額 990,209,000 円



※1：対象工事費とは、様式集（提案審査）の様式K-1「初期投資費見積書」のうち、項目1-1 調査・設計（本施設）の実施設計業務費、項目2-1 工事監理（本施設）の工事監理業務費、項目3 建設工事の、(1)建築工事、(2)電気設備工事、(3)機械設備工事、(4)昇降機設備工事、(5)厨房機器等設置工事（施設と一体となっていない可動式のもの又は一品あたりの取得価格が20万円未満又は耐用年数が5年未満のものを除く）、(6)外構等工事に係る費用及びこれらに賦課される消費税及び地方消費税相当額のことをいう。

5 本市の費用負担

事業期間中に大規模修繕が必要となった場合の費用については、別途本市が負担するものとする。

6 サービスの対価

事業契約書(案)別紙4及び別紙5に基づく。

7 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

事業契約書(案)別紙2に基づく。

8 土地の使用

本事業の事業用地は本市の市有地であり、事業者は、工事着手予定日から本施設等の引渡日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、本市が所有する事業用地を無償で使用することができる。

また、配膳室整備対象校における当該学校敷地についても、事業者は、配膳室整備対象校における学校給食室の改修工事着手予定日から引渡日までの間、改修工事等の遂行に必要な範囲において、無償で使用することができる。

9 保険

事業契約書(案)別紙3に基づく。

10 本市と事業者の責任分担

(1) 責任分担に関する基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについては、自らが責任をもって対応し、リスク発生による影響についても自らの負担で対応するものとする。ただし、本市が負うべき合理的理由があるリスクについては、本市が責任の一部又は全部を負担することとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の基本的なリスク分担の考え方は、事業契約書(案)に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定した上で提案を行うこと。

11 財務書類の提出

事業者は、事業期間中、毎事業年度の財務書類を作成し、毎会計年度の最終日から起算して3か月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で、監査済財務書類の写しを本市に提出し、本市に監査報告を行うこと。また、本市は当該財務書類を公開できるものとする。

第8 契約に関する事項

1 SPC の設立等

入札参加者が、本事業の落札者に選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業の実施のために代表企業及び構成企業の出資により SPC を仮契約締結までに始良市内に設立しなければならないが、事業用地内に設立することは不可とする。なお、SPC の株式については、事前に書面により本市の承諾を得た場合のみ、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

2 契約手続

(1) 契約の条件

落札者と本市は、事業契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、SPC 設立後、速やかに仮契約の締結を行う。また、PFI 法第 12 条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 12 号）第 2 条の規定により、始良市議会で議決された時に本契約になるものとする。なお、契約に係る印紙代等の費用は、全て事業者の負担とする。なお、基本協定書(案)及び事業契約書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

(2) 契約の解除

落札者決定後、本事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が第 3 の入札参加者の備えるべき入札参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮契約を締結しないことがあり、仮契約を締結しているときはこれを解除することがある。

3 契約の枠組み

(1) 対象者

SPC

(2) 契約締結時期

始良市議会の議決 令和 7 年 3 月下旬（仮契約 令和 7 年 2 月下旬）

(3) 事業期間

事業期間は、事業契約締結日から令和 24 年 7 月 31 日までとする。

(4) 事業契約の概要

事業者が本市を相手方として締結する事業契約は、事業契約書(案)によるものとし、事業契約書(案)の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

事業契約は、本市の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理及び運営業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

4 契約金額

契約金額は、落札者の入札価格に、取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算した金額とする。

5 契約保証金

事業契約書(案)第 34 条及び第 56 条に基づくものとする。

6 事業者の事業契約上の地位

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

7 金融機関等との直接協定

本事業が適正に遂行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と本市で協議し、直接協定を締結する。

第9 提出書類

1 入札参加時の提出書類

(1) 資格審査に関する書類

資格審査に関する書類	
・総合評価一般競争入札参加表明書	様式1-1
・資格審査申請書	様式1-2
・設計業務を行う者の資格等要件に関する書類	様式1-3
・建設業務を行う者の資格等要件に関する書類	様式1-4
・工事監理業務を行う者の資格等要件に関する書類	様式1-5
・維持管理業務を行う者の資格等要件に関する書類	様式1-6
・開業準備業務及び運營業務を行う者の資格等要件に関する書類	様式1-7
・入札参加グループの構成表及び役割分担表	様式1-8
・委任状（構成企業及び協力企業→代表企業）	様式1-9
・委任状（代表企業用）	様式1-10
・事業実施体制	様式1-11
・会社概要書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	書式自由
・定款（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	書式自由
・決算報告書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3か年）	書式自由
・登記簿謄本（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本）	書式自由
・納税証明書（その1）（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3か年）	書式自由
・納税証明書（県税：法人県民税、法人事業税）（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3か年）	書式自由
・納税証明書（市税：法人市民税）（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3か年）	書式自由
② その他	
・辞退届	様式2-1

(2) 提案審査に関する書類

提案審査に関する書類	
・ 提案審査書類提出書	様式A-1
・ 入札参加グループの構成表	様式A-2
・ 入札書	様式A-3
・ 入札価格内訳書（別表含む）	様式A-4
・ 要求水準書及び添付資料に関する確認書	様式A-5
提案書	
・ 事業計画全般に関する事項	様式B-1～4
・ 設計業務に関する事項	様式C-1～3
・ 建設・工事監理業務等に関する事項	様式D-1～3
・ 開業準備業務に関する事項	様式E-1
・ 維持管理業務に関する事項	様式F-1～7
・ 運營業務に関する事項	様式G-1～8
・ 入札参加者独自の提案に関する事項	様式H-1～2
・ 計画図面等提案書類	様式I-1～22
・ 事業収支等提案書類	様式J-1～2
・ 入札価格等提案書類	様式K-1～3
・ 事業スケジュール	様式L-1
基礎審査項目チェックシート	様式M-1

第10 その他

1 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、本事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとし、詳細については事業契約書（案）に定める。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、本事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解除することができる。

ウ 前2号により事業契約が解除された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

ア 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。

イ 前号により事業契約が解除された場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 本市及び事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合 不可抗力その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議する。

一定の期間内に協議が整わないときは、本市が協議の内容を踏まえ、本事業の継続の可否を決定することとし、本市は事前に事業者に通知することにより、事業契約を解除することができる。

2 入札の辞退

本事業の入札を辞退する者は、令和6年12月中旬に予定するヒアリングの実施前までに辞退届（様式2-1）を第5の1の担当窓口を持参又は郵送により提出すること。なお、ヒアリングの実施後の辞退は認めないものとする。

3 地域経済への配慮

本事業の実施に当たっては、本市の令和6・7年度入札参加資格者名簿に登録がある事業者のうち、常時契約を締結する事務所として始良市内に本社又は本店を有し、かつ営業の実態が確認できる者（以下「市内業者」という。）の積極的な活用（物資・飲食物・消耗品等の調達を含む。）や地元雇用の創出に努めるなど地域経済の振興に配慮すること。なお、市内業者への発注額の考え方については、提案様式H-2に「市内業者への発注額の集計の考え方」として示しているため参照すること。

4 関係法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり関係法令等（法律、政令、省令等）及び本市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）並びにその他関連する要綱・基準等を遵守すること。

5 議会の議決

本市は、契約に関する議案を令和7年第1回定例会に提出する予定である。